

# 三条市空家等対策計画

平成 30 年 3 月

三 条 市

◆ 目次 ◆

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象地区及び対象とする空家等	3
4 計画の期間	3
第2章 三条市の空家等の現状と課題	4
1 空家等の現状	4
2 これまでの取組	16
3 空家等の課題	18
第3章 空家等対策の基本的方針	19
1 基本的方針	19
第4章 空家等対策の取組方針	20
1 発生の抑制	21
2 適正管理の促進	22
3 利活用に関する取組	22
4 管理不全な空家等の解消	23
第5章 空家等対策の推進方策	25
1 実施体制の整備	25
2 計画の検証と見直し	25
資料編	26
1 空家等対策の推進に関する特別措置法	27
2 三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例	33
3 三条市空家等対策の推進に関する特別措置法及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の施行に関する規則	35

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景と目的

本市においては、平成25年の住宅・土地統計調査（総務省）によると、住宅総数36,750戸に対し、空家数は4,010戸と推計され、空家率は10.9%という状況にあります。空家数は前回（平成20年）の調査結果と比較して40戸増加しており、将来的には、人口減少、高齢者のみ世帯の増加等に伴って、空家数が更に増加することが予想されます。

これらの空家等の中には、適切な管理がなされず、地域住民の生活環境における防災や衛生、景観上で様々な問題を引き起こしているものがあり、さらに、空家等の増加を看過することで、地域の魅力や活力の低下につながることも懸念されています。

国は、適切に管理されない空家等の増加を全国的な社会問題と捉え、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を公布し、平成27年5月に全面施行しました。これにより、国・都道府県・市町村の緊密な連携の下で、空家等に関する対策を適切に講ずるよう努めることが市町村の責務として位置付けられました。

本市においては、法の施行に先立ち、平成25年1月に「三条市空き家等の適正管理に関する条例」（※平成28年3月に「三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例」に改正、以下「条例」という。）を施行し、管理不全な空家等への対応に取り組んできたところです。こうした状況を踏まえ、本市における空家等対策の基本的方針を定め管理不全な状態にある空家等の発生抑制等を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、「三条市空家等対策計画」を策定しました。

### **空家等対策の推進に関する特別措置法**（平成26年11月27日法律第127号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

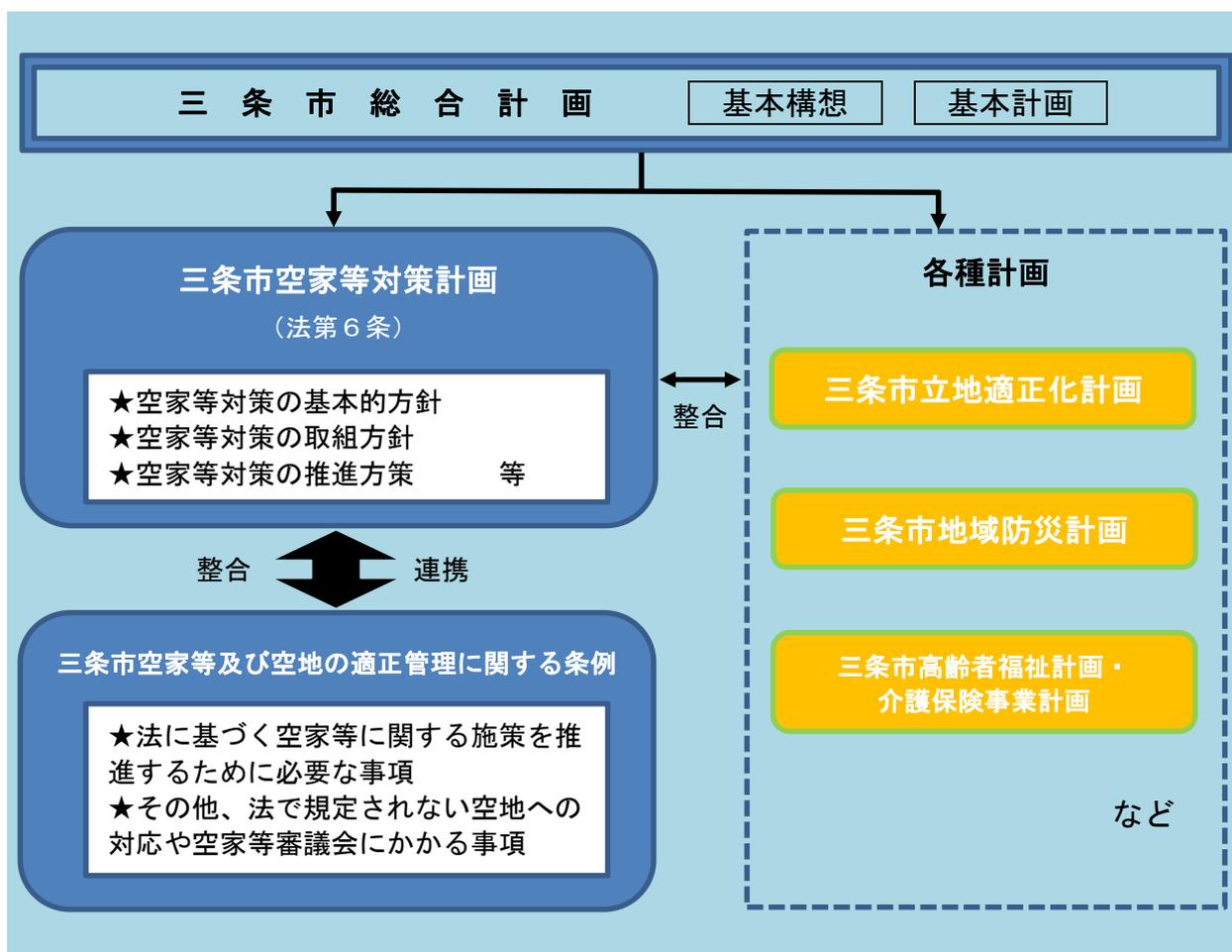
（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

## 2 計画の位置付け

本計画は、法第6条に位置付けられる空家等対策計画であり、本市の上位計画である総合計画や各種計画との整合を図りつつ、現状や課題を踏まえ、今後の空家等に関する対策の方針や実施体制等を定めるものです。

なお、本計画は、条例と整合・連携することにより、今後の空家等に関する対策を総合的に推進するための計画として位置付けています。



### 3 計画の対象地区及び対象とする空家等

本計画の対象地区は市内全域とします。

また、本計画で対象とする空家等は、法第2条第1項に規定される「空家等」（法第2条第2項で規定される「特定空家等」を含む。）とします。

法における「空家等」とは、以下の①から③のすべてに該当するものをいいます。

- ① 建築物（住宅以外の用途を含む。）又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）であること
- ② 居住その他の使用がなされていないことが常態（基準となる期間は概ね1年間）であること
- ③ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものでないこと

※ 本計画では、空家等の発生を抑制する対策も含んでいることから、空家等となる見込みのある住宅等も対象とします。

なお、空家等の定義では全ての建築物を対象としていますが、住宅が最も多くの割合を占めていることから、本計画では住宅を中心に整理・記載しています。

#### 【空家等】（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 【特定空家等】（法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

対象外

国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建築物等

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、このデータを検証・活用することを踏まえ、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

## 第2章 三条市の空家等の現状と課題

本市における空家等の現状やこれまでの取組、空家等の対策に向けた課題を示します。

### 1 空家等の現状

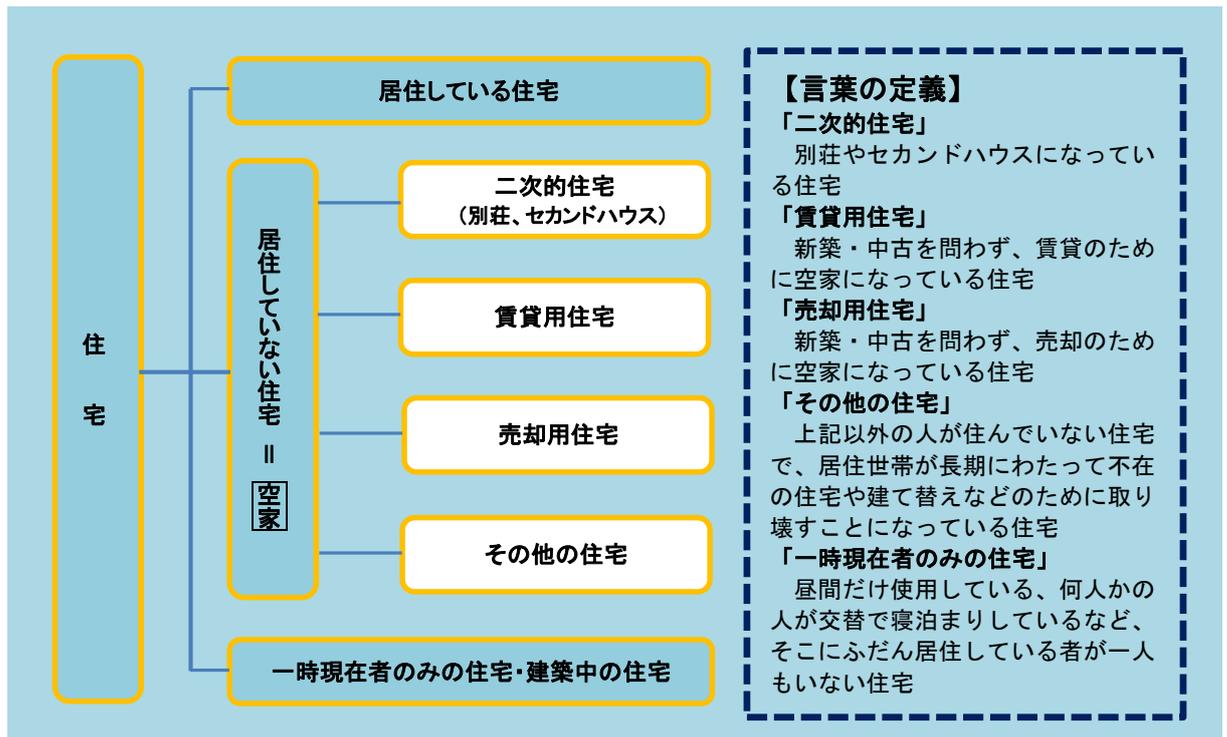
#### (1) 住宅・土地統計調査の結果

##### ア 調査概要

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸(住宅及び住宅以外で人が居住する建物)に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局が昭和23年以来5年ごとに行っている調査です。

なお、この調査は抽出された区域のデータを基に集計しているため、実際の数との差異があります。

また、この調査における空家の定義は次のとおりです。



#### イ 全国及び新潟県全体との比較

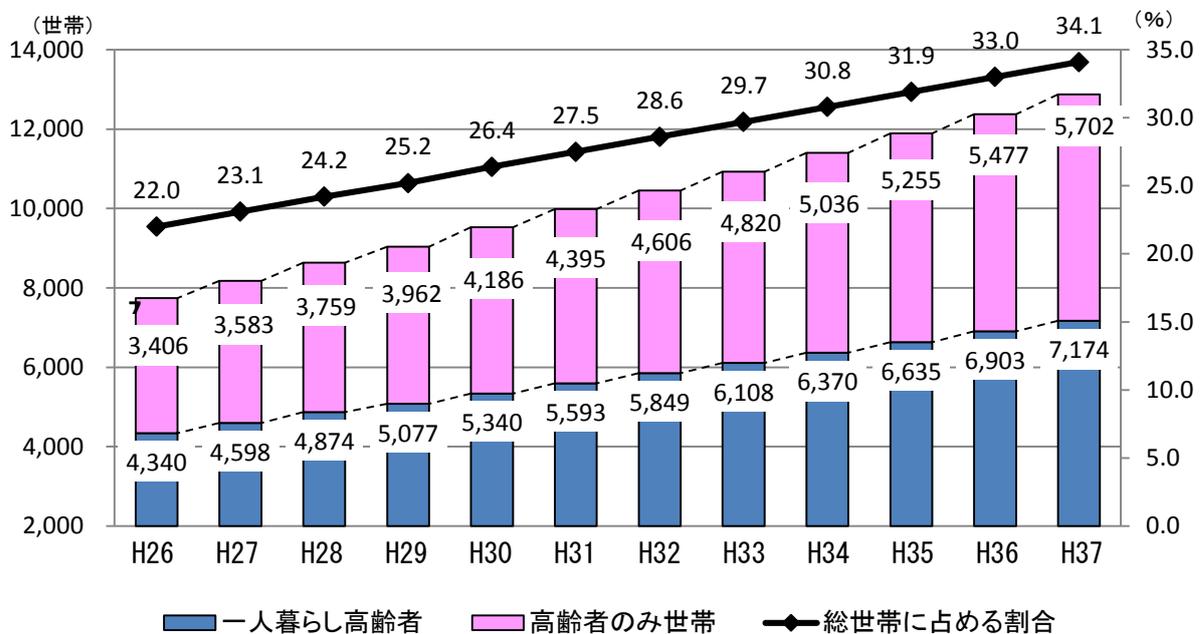
	平成 20 年				平成 25 年			
	人口 (平成 22 年)	世帯数 (平成 22 年)	空家数	空家率	人口 (平成 27 年)	世帯数 (平成 27 年)	空家数	空家率
全国	128,057,352	49,973,100	7,567,900	13.1%	127,110,047	52,452,900	8,195,600	13.5%
新潟県	2,374,450	816,700	119,000	12.1%	2,305,098	839,900	132,000	13.6%
三条市	102,292	32,467	3,970	10.8%	99,192	33,201	4,010	10.9%

ウ 三条市の空家数・空家率の推移

	住宅総数(戸)	空家数(戸)	空家率
平成10年	27,440	2,370	8.6%
平成15年	29,170	3,500	12.0%
平成20年	36,790	3,970	10.8%
平成25年	36,750	4,010	10.9%



(2) 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推移



一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が年々増加し、総世帯数に占める割合も上昇しています。

### (3) 空家実態調査の結果

本市では、市内における空家の実態を把握するため、水道閉栓情報を基にして道路等からの外観目視による空家実態調査を実施したところ、空家と推定される建物が 638 件ありました。調査の実施内容は次のとおりです。

#### ア 対象区域及び対象物件

市内全域を対象に、空家候補住所にある建物を調査

※住宅の他、店舗、工場、倉庫なども含みます。アパート、長屋式住宅など、空家かどうかの判断が難しい建物や、官公庁用建物は除きます。

#### イ 実施時期

平成 28 年 7 月～12 月

#### ウ 実施方法

本市で保有する水道閉栓情報を基に、空家候補住所抽出、現地調査、空家候補建物確定の業務を業者委託により実施。現地調査は道路等からの外観目視により行い、A（良好、利用可能）、B（再生可能）、C（老朽）、D（危険）の 4 つのランク付けを行いました。

#### エ 現地調査結果の概要

判定 A（良好、利用可能）411 件

判定 B（再生可能）140 件

判定 C（老朽）86 件

判定 D（危険）1 件

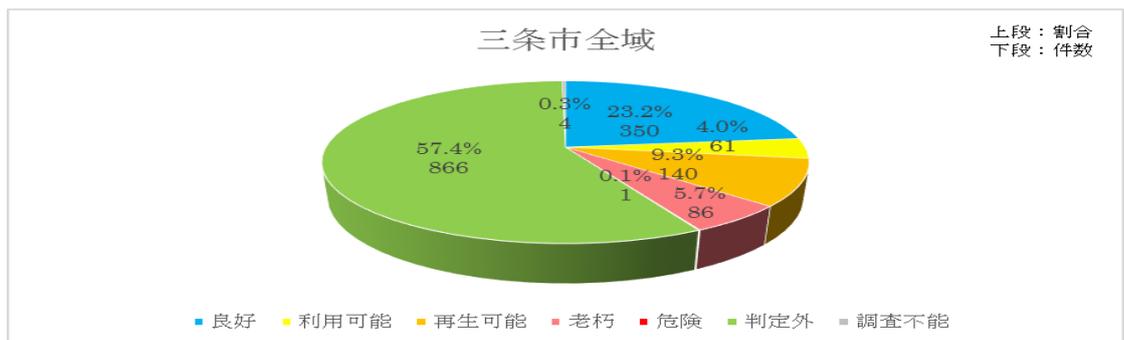
※判定外（更地または活用あり）866 件

※調査不能（立入不能）4 件

#### 【判定外の理由】

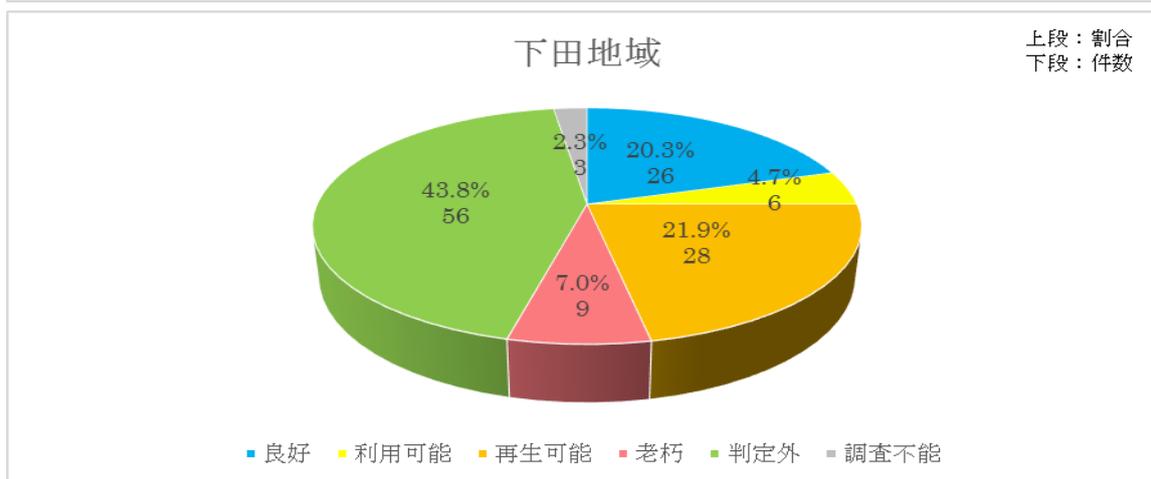
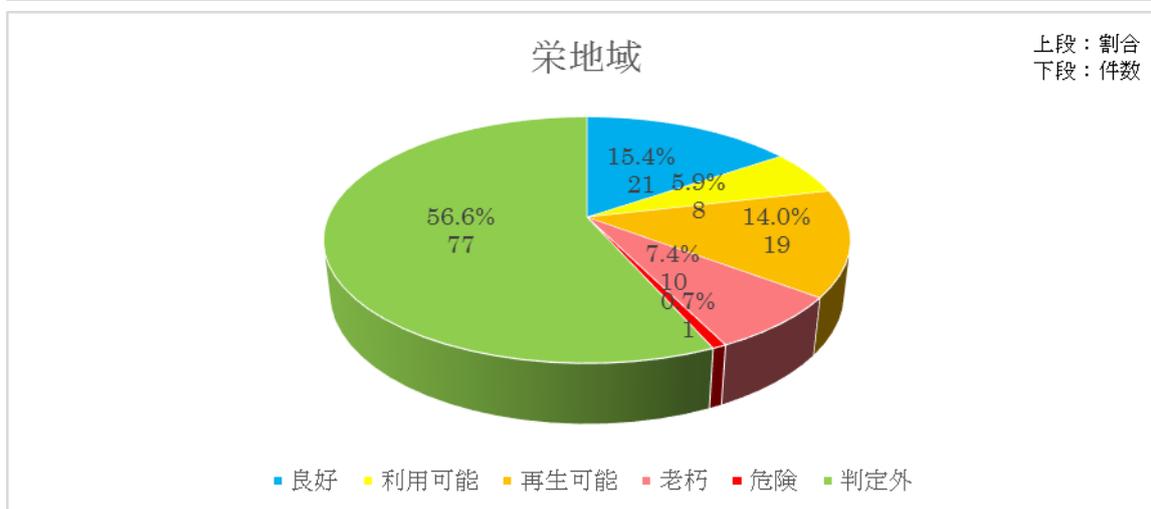
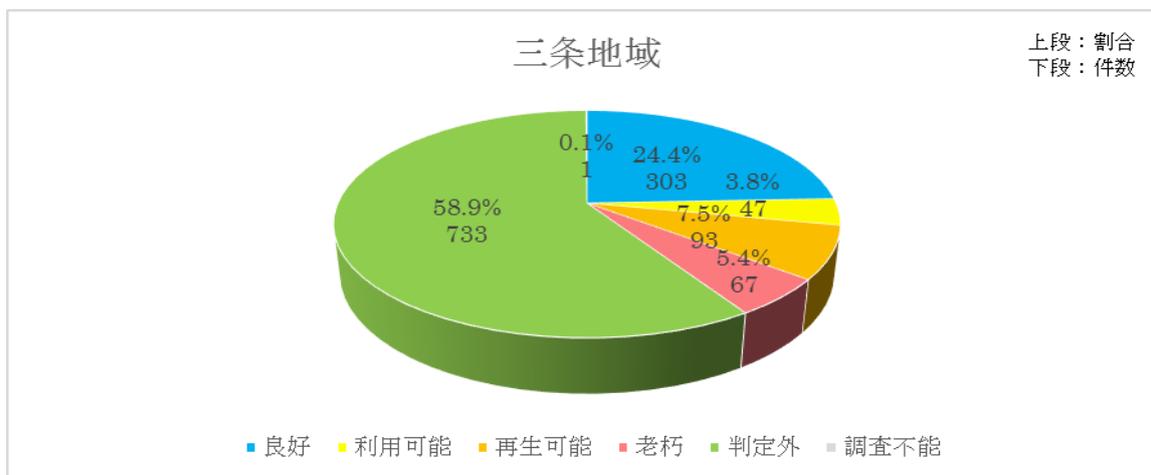
水道閉栓情報を基に現地調査を実施したため、既に解体済みで更地になっていたものや、建て替えて現に居住していたものが多く存在した。

地域名	良好	利用可能	再生可能	老朽	危険	判定外	調査不能	合計
三条地域	303	47	93	67	0	733	1	1244
栄地域	21	8	19	10	1	77	0	136
下田地域	26	6	28	9	0	56	3	128
(三条市全域)	350	61	140	86	1	866	4	1508



① 地域別不良度

全地域では良好の割合が一番多く、地域別では三条地域の良好が最も高く24.4%となりました。

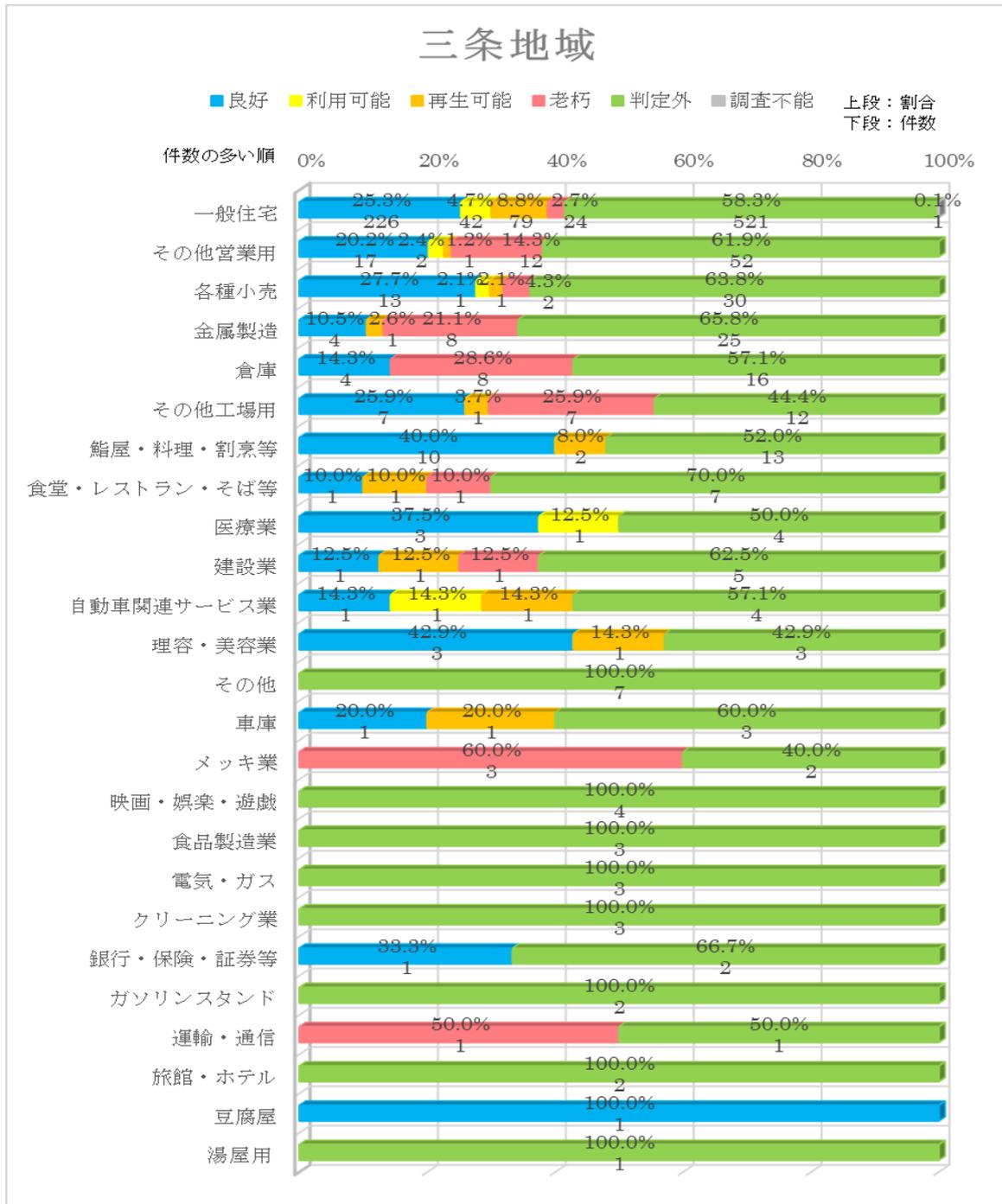


② 地域別用途区分不良度

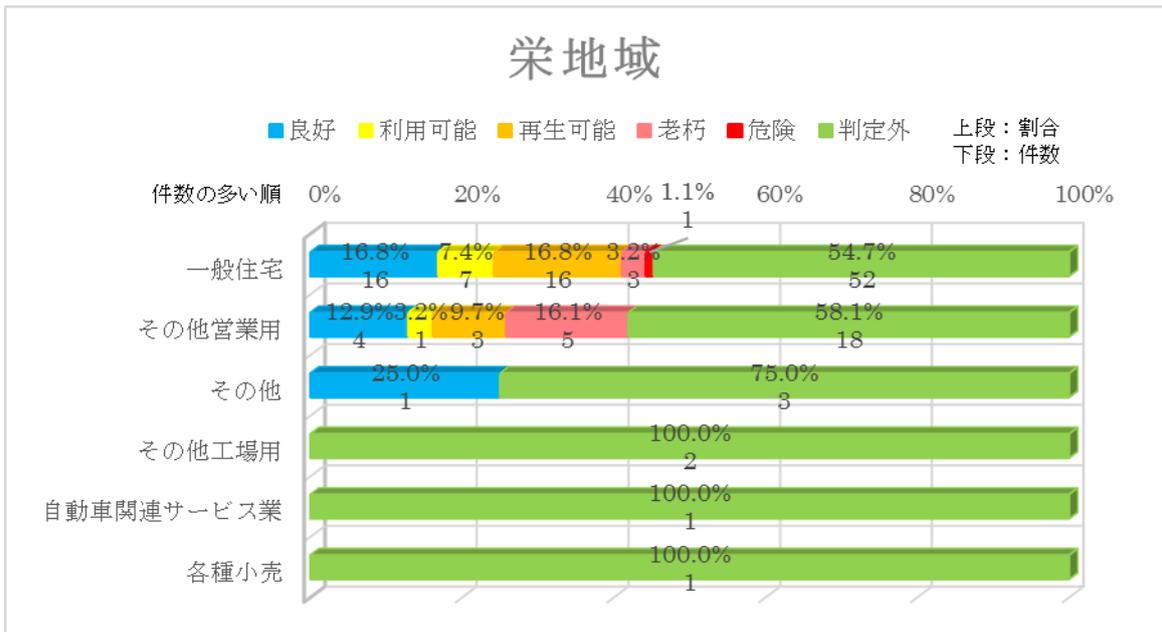
※用途区分は水道閉栓情報より取得

現地で外観調査を行った全 1,508 棟のうち、用途区分の登録がある 1,483 件について分析しました。

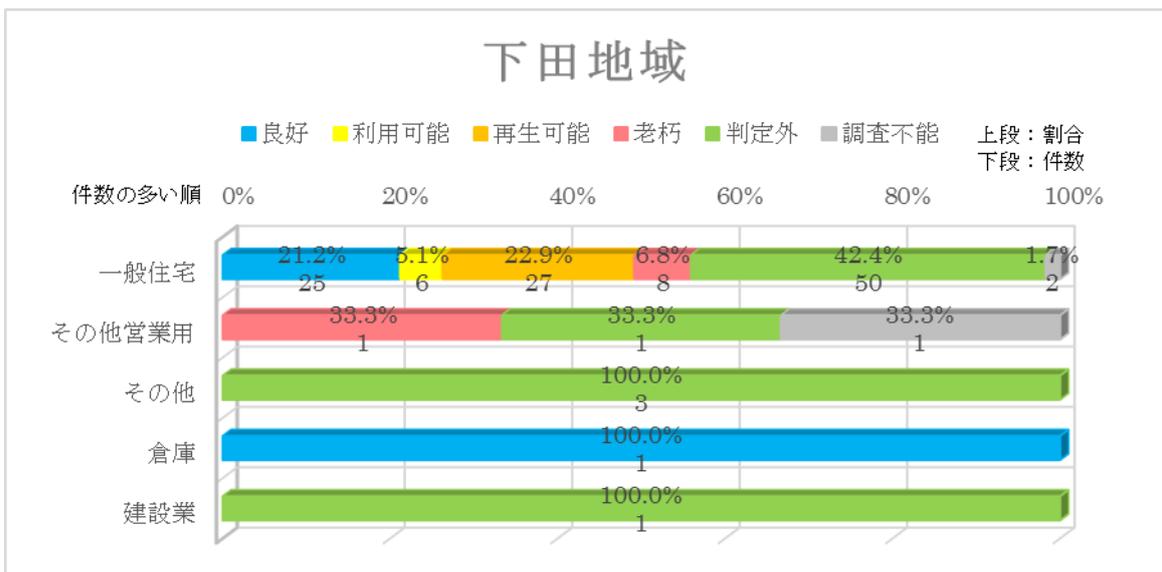
1) 三条地域



## 2) 栄地域

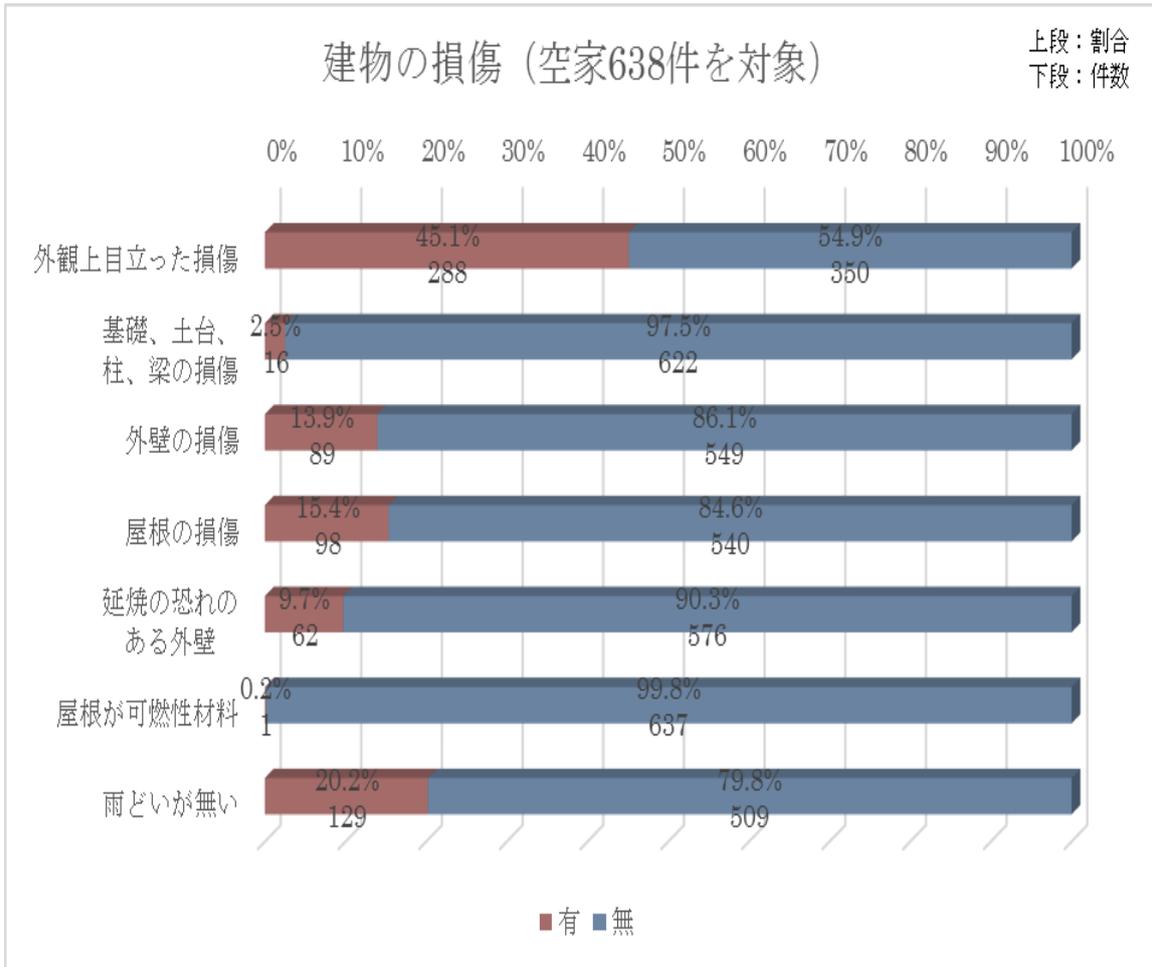


## 3) 下田地域



③ 全地域損傷

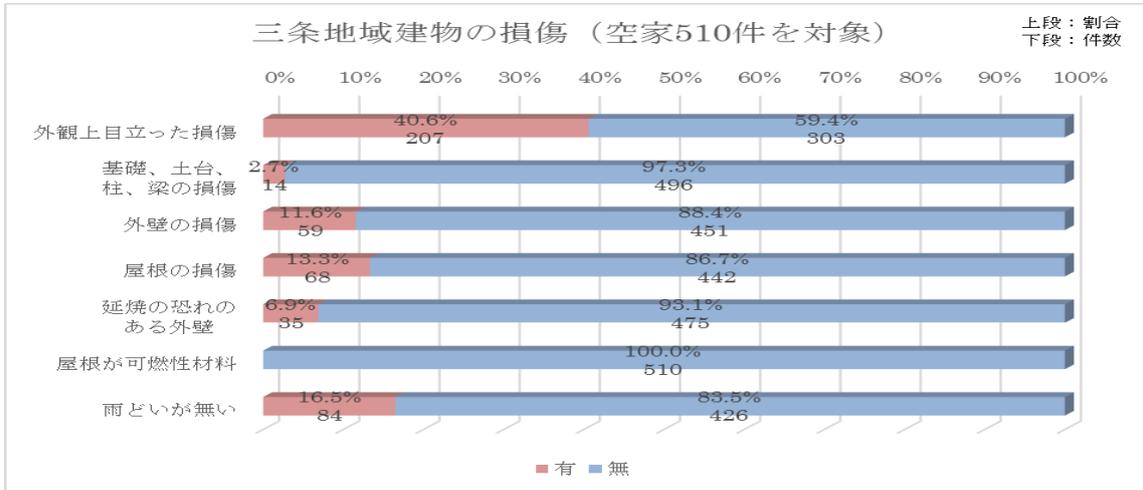
全地域の空家と推定された建物（638件）の損傷を分析しました。



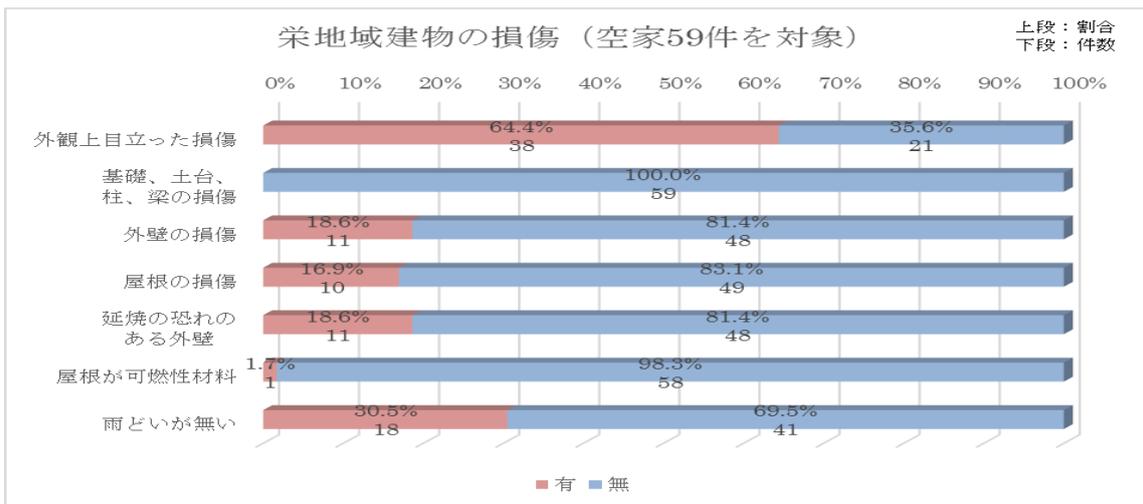
#### ④ 地域別損傷

全地域損傷を基に各地域別を分析しました。

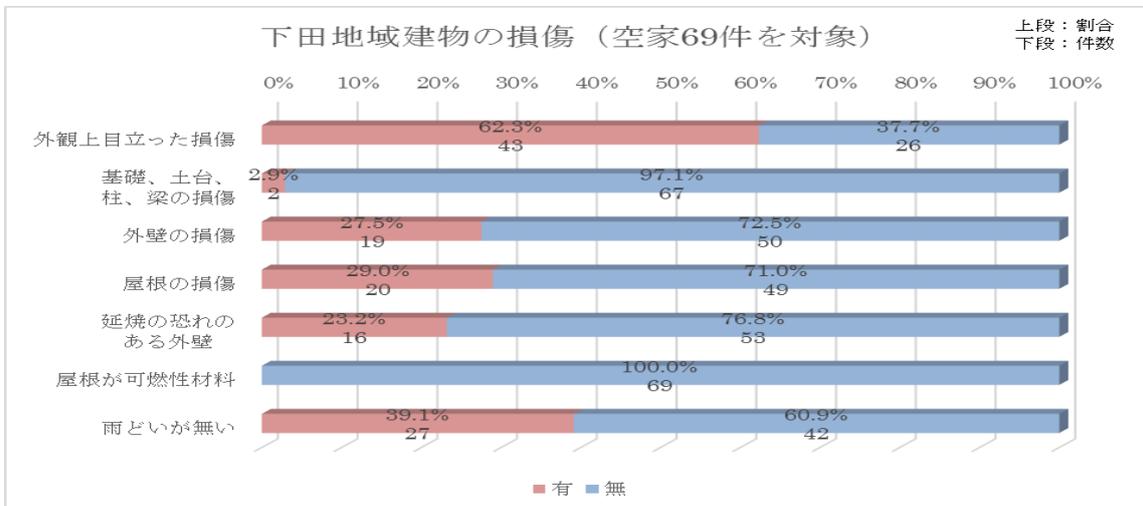
##### 1) 三条地域



##### 2) 栄地域

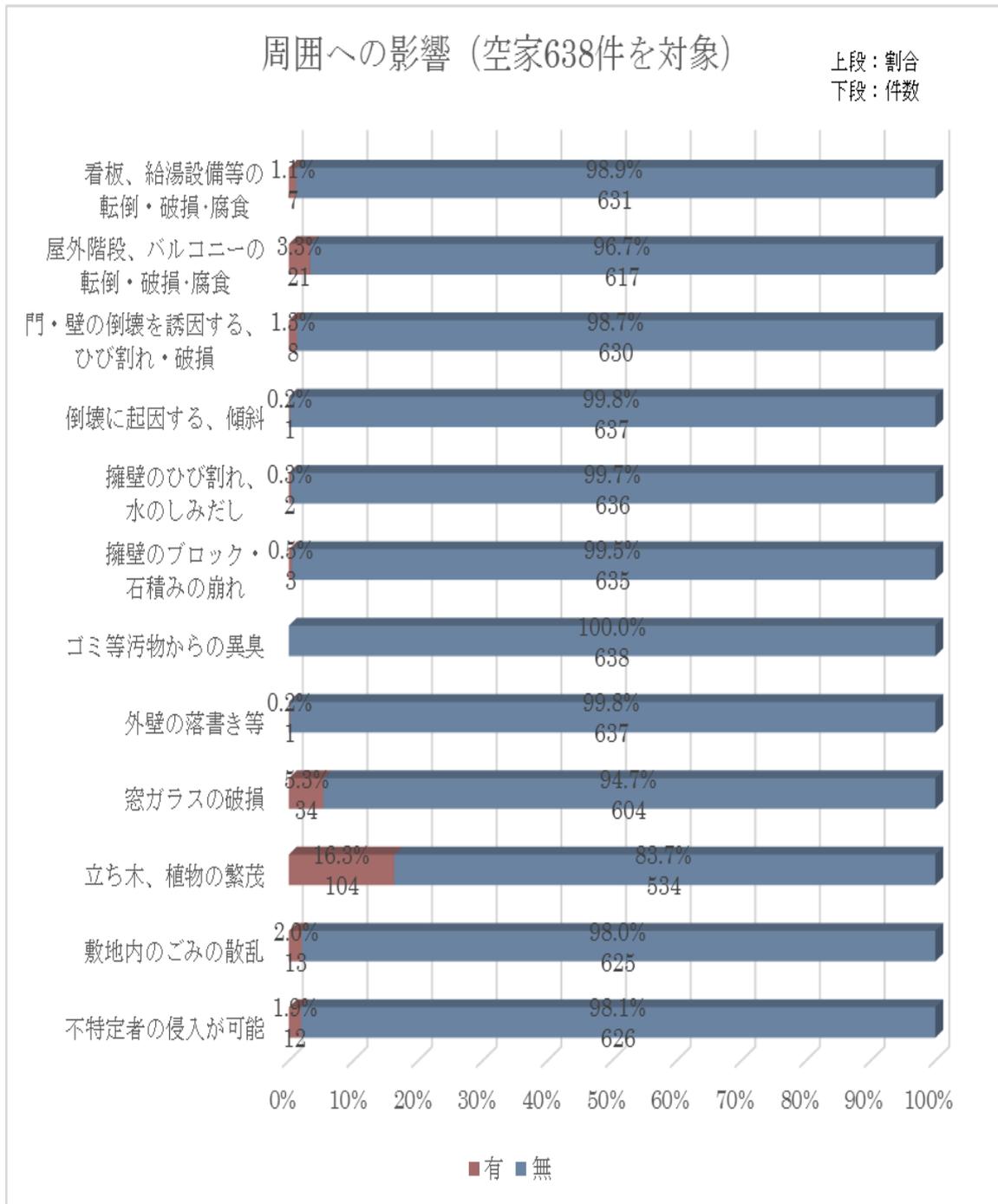


##### 3) 下田地域



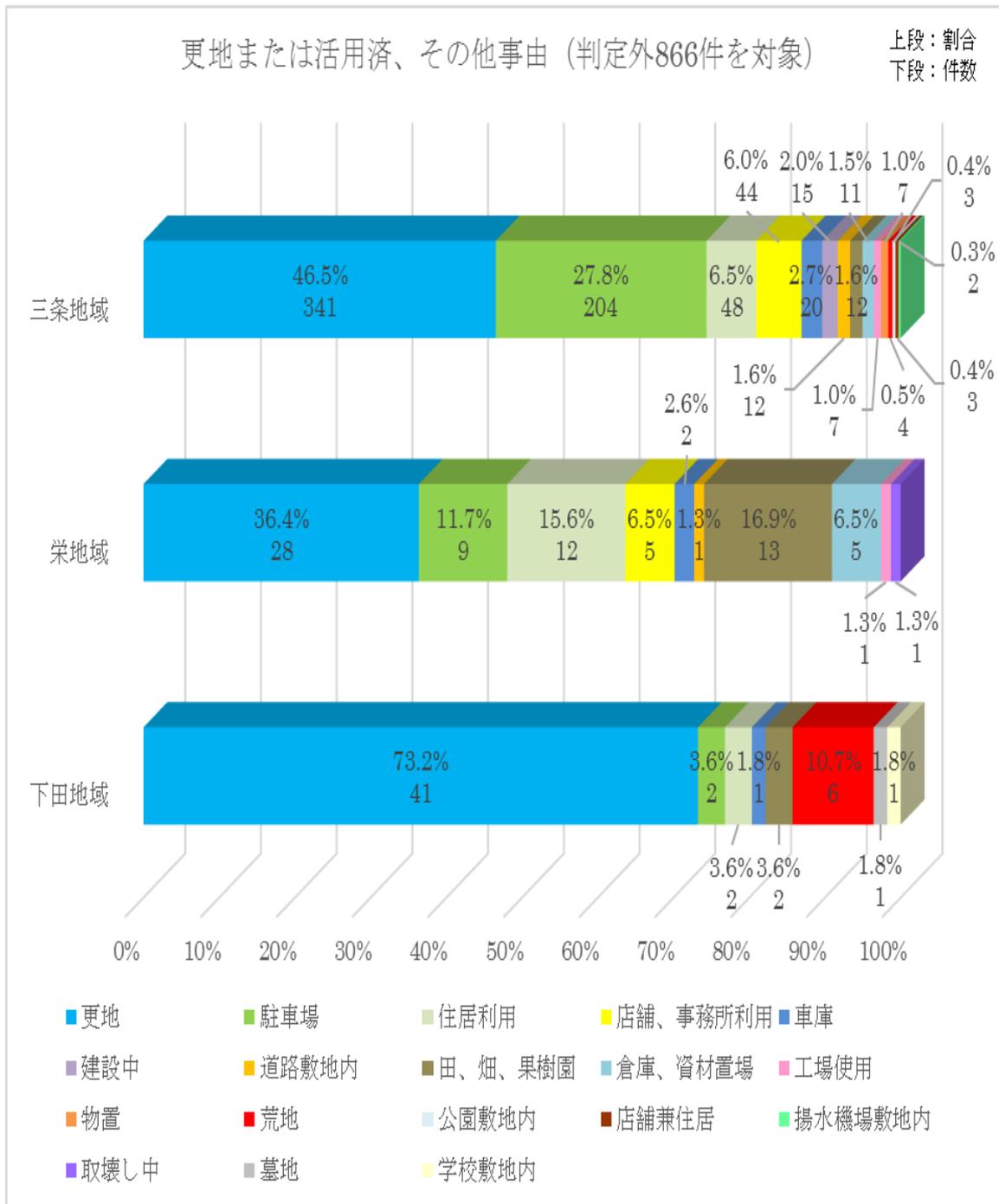
⑤ 周囲への影響

全地域の空家と推定された建物（638件）の周囲への影響を分析しました。



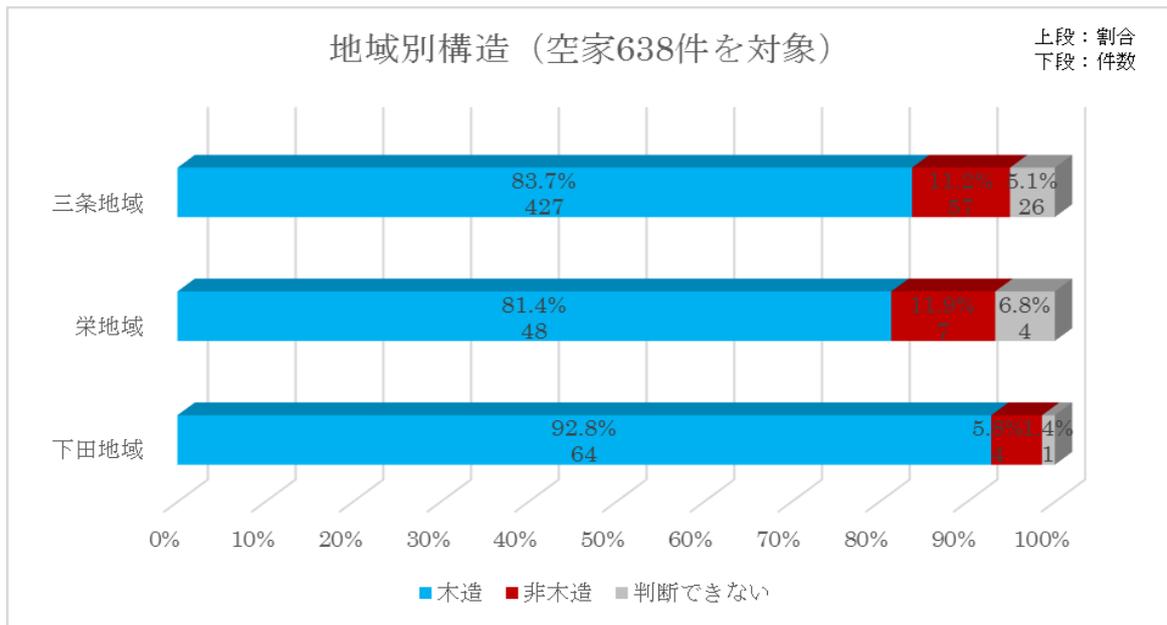
⑥ 地域別活用済、その他事由

全地域の空家以外の判定外（866件）を分析しました。全体では更地の割合が多い結果となりました。



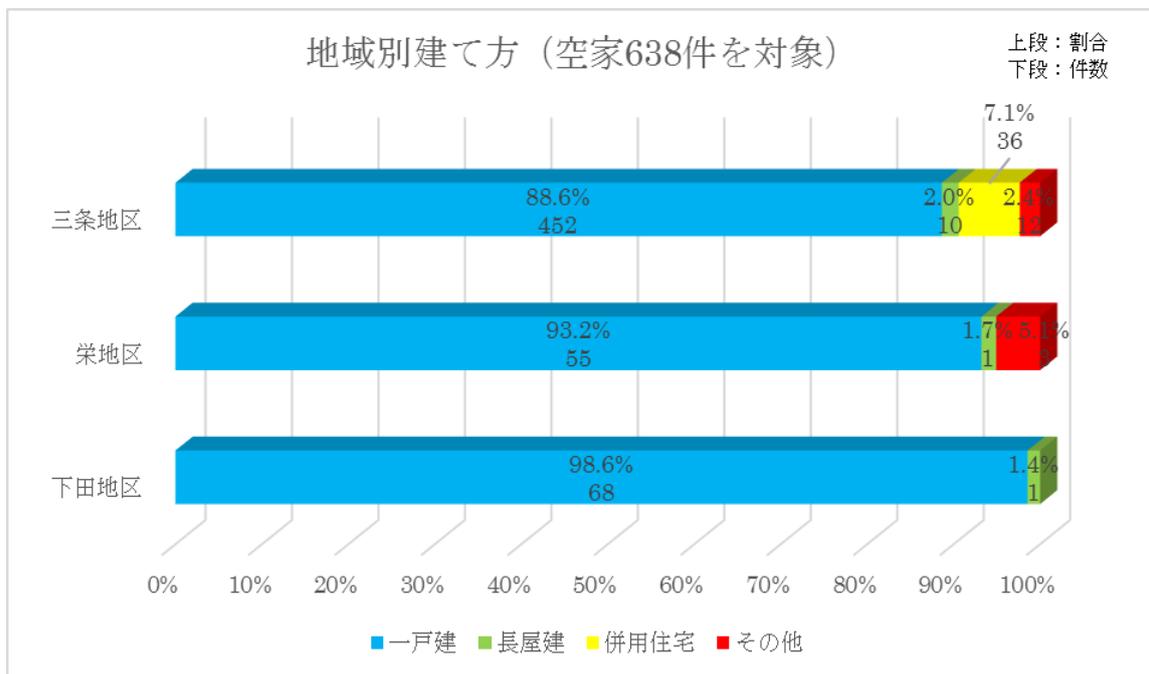
⑦ 地域別構造

全地域の空家と推定された建物（638件）の地域別構造を分析しました。



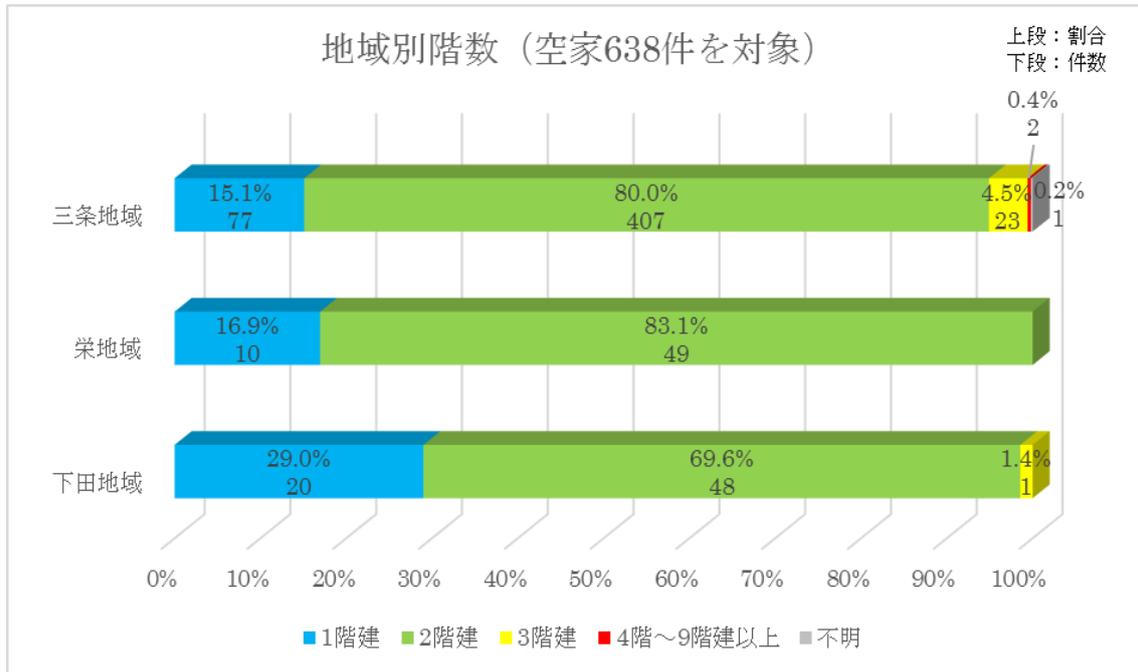
⑧ 地域別建て方

全地域の空家と推定された建物（638件）の地域別建て方を分析しました。



### ⑨ 地域別階数

全地域の空家と推定された建物（638件）の地域別階数を分析しました。



### 5 調査結果等から分かったこと

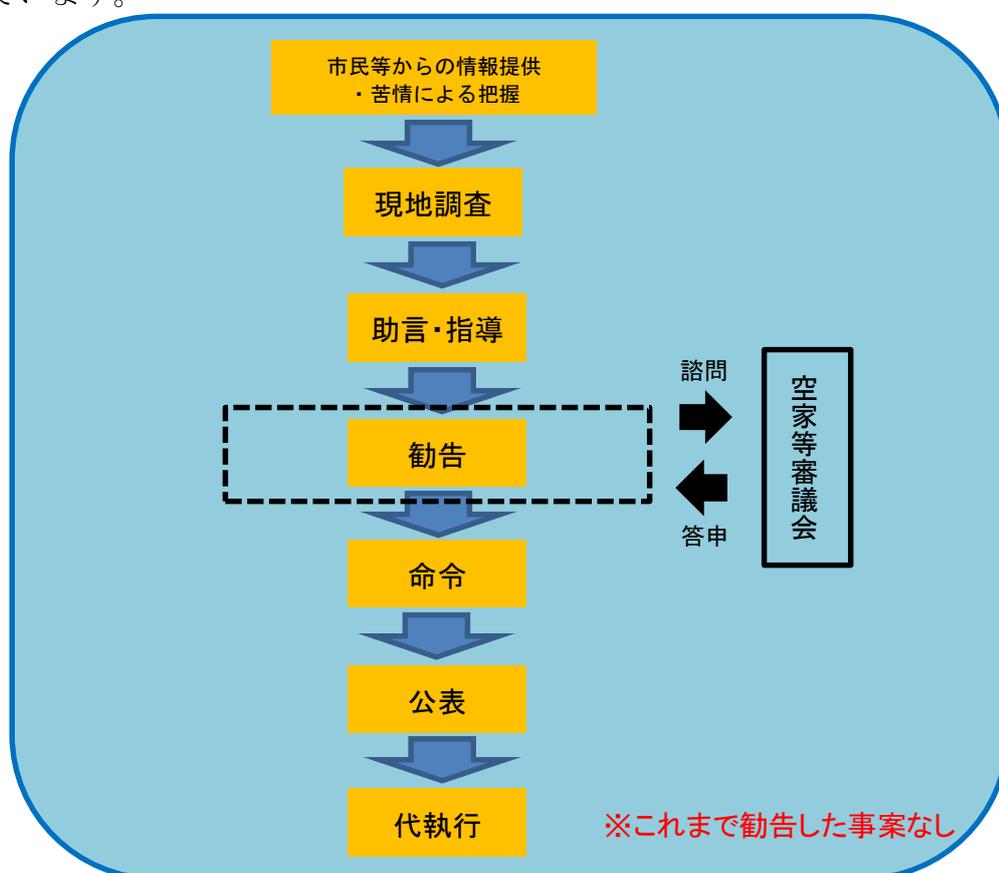
住宅・土地統計調査結果及び一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推移から、今後、高齢者の住宅が空家になる危険性が高いことが分かります。

空家実態調査では、三条、栄、下田の全地域において、良好・利用可能・再生可能の割合は3割から4割程度であることが分かりました。不良度では、特に栄・下田地域の外観上損傷のある割合が大きい結果となりました。立ち木や植物の繁茂による周囲への影響がおおよそ6件に1件あり、特に夏季は雑草繁茂による苦情が多く寄せられます。現地調査は道路等からの外観目視により行いましたが、現に居住している建物や、調査対象以外で空家の可能性が高い建物も存在していました。また、定期的に入出入りするため水道を開栓したまま空家になっているものも多く存在すると思われます。住宅・土地統計調査とは空家の定義や調査方法が異なり、実際の件数とは大きく差異があるものと考えられます。

## 2 これまでの取組

### (1) 管理不全な空家等への対応

空家等に関する相談や情報提供は、広範な地域において住民個人や自治会などから寄せられています。そのうち、適正に管理されず放置された管理不全な空家等は、防災や衛生などの面において、周辺に悪影響を及ぼします。管理不全な空家等については、職員が現地調査を行うとともに、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して法に基づく情報提供や行政指導等を行うため、法第10条の規定に基づき、不動産登記情報、住民票情報、戸籍情報、固定資産課税情報などを利用し、所有者等の調査を行っています。管理不全な空家等を解消するため、市では法及び条例の規定に基づき、次のフロー図のとおり対応しています。



### (2) 利活用に関する取組

#### ア 空き家バンク登録意向確認アンケート

空家実態調査の結果を基に、A判定の一般住宅用物件のうち所有者が把握できた物件（289件）に対して、空き家バンク登録意向確認アンケートを実施しました。

発送数	289		
回答数	153		
	希望する	希望しない	その他
	51	101	1

## イ 空き家バンク制度

市内にある利活用可能な空家等の所有者から「空き家バンク」に物件を登録していただき、移住者向けに情報提供を行っています。

	27年度	28年度	29年度	合計
登録件数	3	2	14	19
成約件数	1	1	3	5

## ウ 移住支援補助金

空き家バンクに登録された物件を利用して移住する方に対し補助金を交付することで、移住支援と併せて空家の解消を図っています。また、転入後には年に2回の旬の農産物提供を行っています。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	
空き家改修事業	空家の改修費、不要物の撤去費等の経費	補助対象経費の2分の1の額	上限50万円
賃貸借等契約事業	不動産業者に支払う仲介手数料	補助対象経費の全額	上限 5万円
引っ越し事業	引っ越し事業者を支払う引っ越し代金	補助対象経費の全額	上限10万円

## エ 空家等の有効活用

空家等を改修して新規出店する方に補助金を交付し、また、空家等を活用した拠点施設整備を行うなど、中心市街地活性化に向けた取組を行っています。商店街を中心としたまちなかのにぎわいの創出や、空家等の解消を図っています。

### 【空家等を活用した拠点施設整備例】



中心市街地拠点施設「TREE」



アトリエ付き滞在施設「Craftsmen's Inn KAJI」

### 3 空家等の課題

空家等の現状及びこれまでの取組の結果から、空家対策を推進する上で、次のような課題が考えられます。

#### (1) 空家数の増加と所有者等の管理意識の欠如

人口減少や少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、年々、空家等は増加する傾向にあることから、現に存在する空家等に対する対策のみならず、新たな空家の発生を抑制する対策を講じることが重要です。

そのためには、所有者等にとって空家等の管理意欲の阻害要因となる遠方に居住している、相談先・管理依頼先が分からない、維持・管理の費用が掛かるといった状況にあっても、所有者等が適切に管理を行うための意識の醸成を行う必要があります。

#### (2) 地域における管理能力の低下

地域コミュニティの希薄化などの理由により、地域内の空家等の実態や所有者等の把握が容易でなくなっているのが現状です。

この状況を改善するためには、地域が連携して所有者等の主体的な管理を働きかけていく環境を作っていく必要があります。

#### (3) 空き家バンクへの物件登録促進

中古住宅などの既存ストックをうまく活用するという政策の方向性の中で、移住者支援の一環として空き家バンクを運営していますが、登録件数が少なく、利用者にとって選択肢が少ないのが現状です。まずは物件の登録数を増やし、空家の減少を図っていく必要があります。

## 第3章 空家等対策の基本的方針

本市の空家等対策の基本的な考え方を示します。

### 1 基本的方針

#### (1) 所有者等の管理意識の醸成による空家等の発生の未然防止策の確立

空家等は、財産権や所有権に基づき、所有者等が、活用や処分に関する権利や法第3条の「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるものとする」という管理責任を有することとされています。

将来、空家等となることが想定される場合に、現所有者の家族等が気楽に相談できる体制を確立するなど、空家等の増加を防ぐための手立てを講じます。

#### (2) 地域・関係団体等との連携強化

空家等の放置により、地域の安全・安心な生活環境への悪影響が懸念されることから、地域を始め関係団体等と連携して管理不全の空家等を把握し、法及び条例に基づき所有者等に適切な管理を促します。

他方、空家等を原因とした民事上の紛争については、所有者等と当事者の間で解決を図ることを原則として、地域と連携して所有者等への管理の働きかけを強化します。

#### (3) 管理不全な空家等への対応等

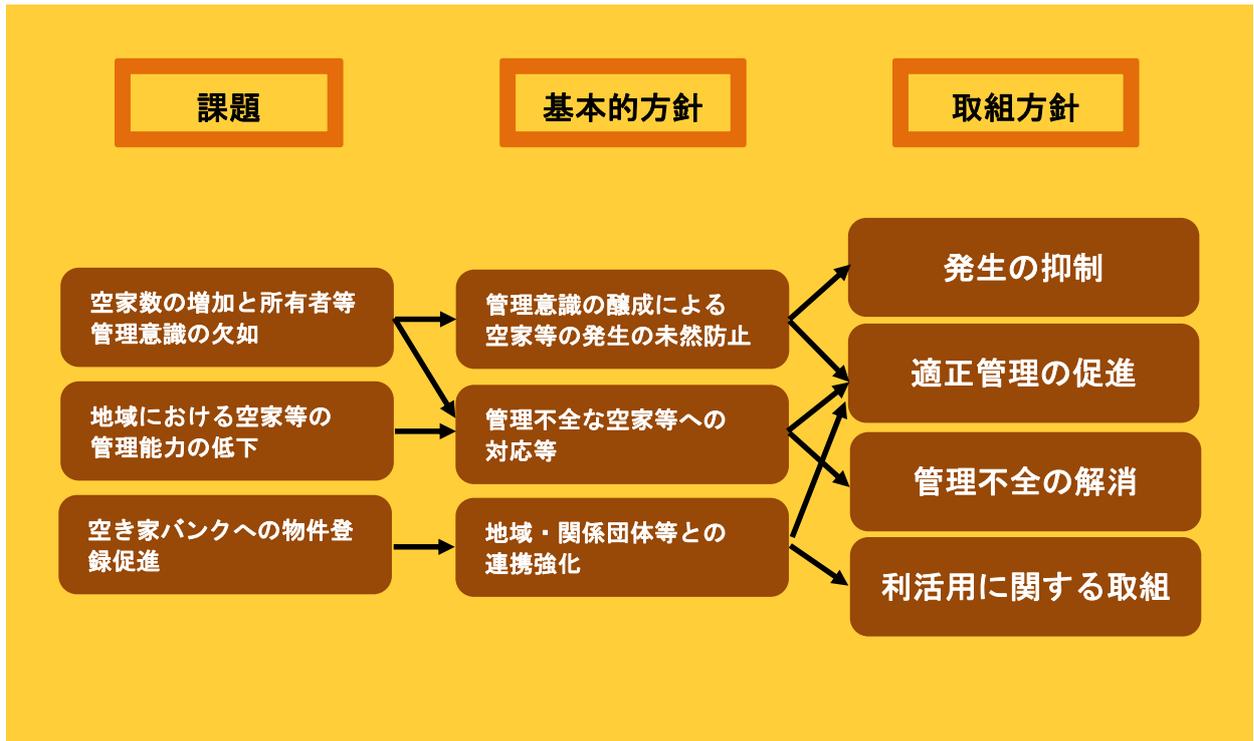
空家等が市民の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合には、法及び条例に基づき、空家等の所有者等に対して必要な措置を講じます。（ただし、本市が行う措置は、たとえば降雪による家屋の倒壊等で市道の通行が妨げられるなど、公益上に基づく危険を排除するための必要最低限の対応とします。）

一方で、危険排除の状態を未然に防ぐ観点から、所有者等に対する空家等の利活用や解体に係る補助制度についても、国の制度や先進事例等を研究します。

## 第4章 空家等対策の取組方針

「第2章 三条市の空家等の現状と課題」「第3章 空家等対策の基本的方針」を踏まえ、空家等対策の取組方針を示します。

空家等が発生し、放置される要因やそこから生じる課題は様々であり、居住・使用されている状況から管理不全な状況までの各段階で対応は異なることから、発生 of 未然防止も含め、各段階に応じた効果的な対策を講じていくことが必要です。



## 1 発生の抑制

現に存在する空家等についての対策とともに、居住・使用している段階から新たな空家等の発生を抑制していくことが重要であることから、空家等に関する広報の強化や市民意識の啓発と相談体制の構築、中古住宅の良質化に取り組みます。

### (1) 広報の強化

所有者等の施設入所や相続を契機に空家となるケースが大半であることから、今後の所有や管理について親族間等による事前相談が重要であることを共通認識とするため、啓発チラシ・パンフレットを作成し、配布します。

### (2) 空家等に関する市民意識の啓発と相談体制の構築

空家等の対策を進めるためには、空家等についての意識を広く市民の間で醸成していくことが必要です。

居住・使用しているときから空家になった場合、維持管理等の負担が生じることや、周辺に悪影響を及ぼした場合に損害賠償を求められるおそれがあること、あるいは、地域にとっては、防災や衛生などの面で地域の住環境の悪化を招くおそれがあることなどを認識し、空家等に関する問題意識を高めていくことが空家の発生抑制につながります。

また、空家となる要因は居住者の不在や相続問題、管理者意識の希薄化など、所有者等の事情によるところが大きいことから、居住や使用している段階から、自らの財産である住まいについて、将来に向けた引き継ぎや管理、活用を意識することが必要です。

そこで、将来、空家等となることが想定される場合に、現所有者の家族等が気軽に相談できる体制を構築し、空家等の増加を防ぐための手立てを講じます。

### (3) 中古住宅の良質化

住まいとしての規模や性能が不十分な場合、住み続けることや引き継いで住むことが困難となり、空家が発生する要因の一つとなります。中古住宅の良質化は、将来的に発生する空家の抑制につながります。

このことから、住宅を良好な状態に保ち、長く使い続けていくことに関する各種制度の周知や啓発を図るとともに、相談体制の整備に取り組みます。

#### 【支援事業】

- ・ 三条市三世代同居推進リフォーム資金利子補給金交付事業
- ・ 三条市高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業
- ・ 三条市木造住宅耐震診断費補助金交付事業
- ・ 三条市木造住宅耐震改修費補助金交付事業

## 2 適正管理の促進

所有者等の管理意識の醸成を図るとともに、地域レベルでの管理能力の向上に向けた連携強化を促し、適正管理に向けた情報の収集と提供に取り組みます。

### (1) 意識啓発

空家等の適正な管理を滞らせることが、地域の生活環境に悪影響を及ぼすことを広く周知・啓発し、所有者等による適正な管理を促していきます。

あわせて、地域と連携し、行政が間に入って所有者等の適正な管理に向けた地域の働きかけを支援していきます。

### (2) 相談体制の充実

建物の補修、立木の伐採、雑草の除去、害虫の駆除など、幅広い観点で空家等の状況を定期的に把握し、管理不全とならないよう適正な維持管理を促すための相談等の体制の充実に取り組みます。

## 3 利活用に関する取組

空き家バンクへの登録や物件の紹介には専門的な知識が必要なことから、新潟県宅地建物取引業協会と協定を締結しています。協会との連携体制で空家の活用促進に取り組みます。

### (1) 空き家バンクへの物件登録促進

#### ア 登録意向確認アンケートの追加実施

空家実態調査の結果、B判定の物件に対してもアンケートを実施します。

また、前回のアンケートで回答がなかった所有者に対し、再度アンケートを実施し、登録を促します。

#### イ 新潟県宅地建物取引業協会との連携強化

新潟県宅地建物取引業協会に、空き家バンクに適した物件情報の収集と、把握している物件の情報提供を依頼します。

### (2) 地域資源としての活用の支援

中心市街地にある空家等を活用して新規出店する個人や法人に対し、改修費や賃借料の一部を補助します。空家等の解消を進め、商店街を中心としたまちなかのにぎわいを創出します。

## 4 管理不全な空家等の解消

適正管理がなされないまま放置された空家等は、防災や衛生などの面において周辺に悪影響を及ぼすことから、管理不全な空家等の解消に努めます。

### (1) 現地調査と適正管理に向けた注意喚起

市が市民や地域から得た情報を基に、国の示すガイドラインに沿って管理不全な空家等を詳細に調査し、状況の把握に努めます。

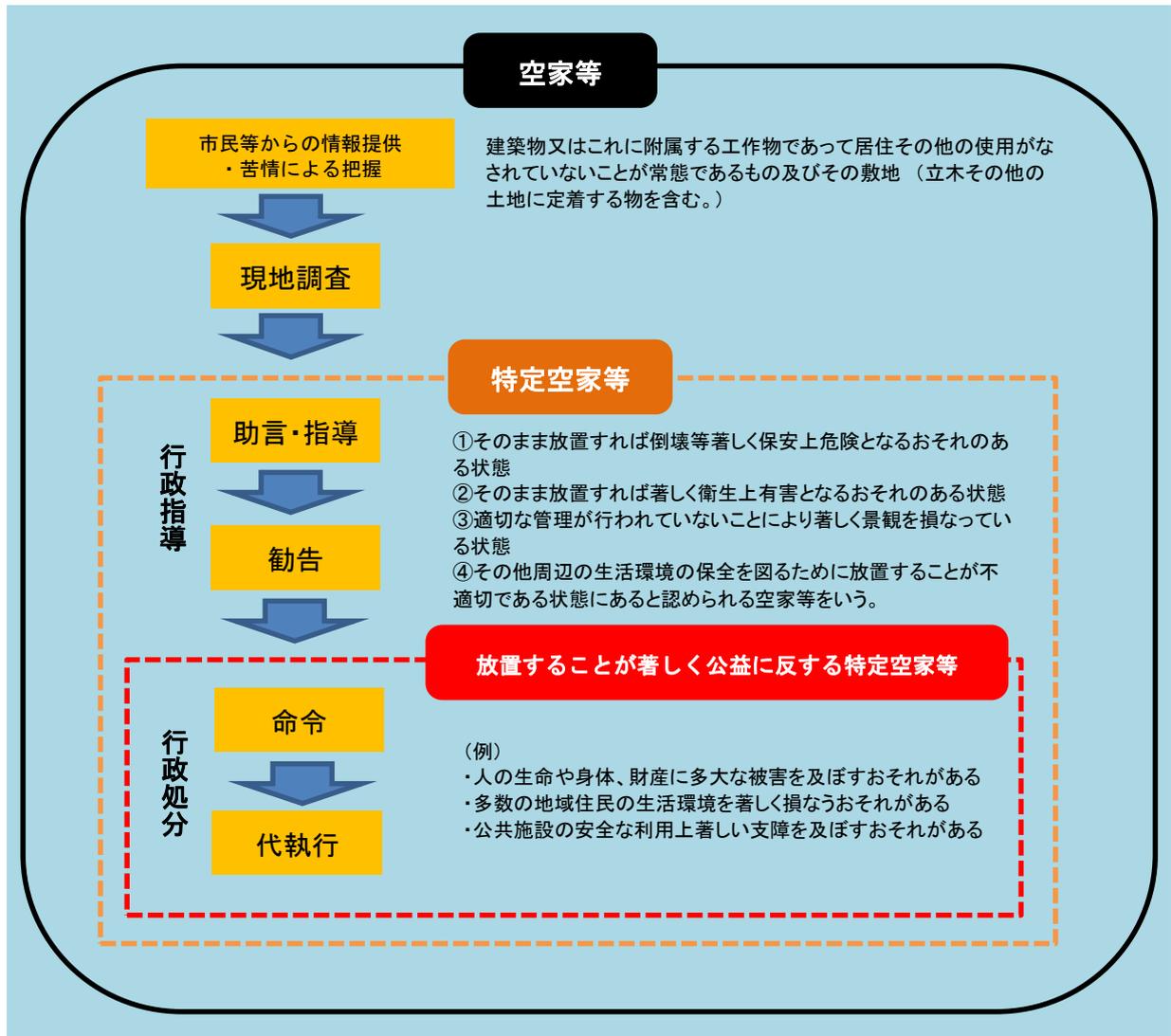
状況を把握した空家等については、所有者等に対し適正な管理を促します。

### (2) 特定空家等への対応

注意喚起による管理不全の状況の改善が見られない場合は、専門家からなる三条市空家等審議会での審議などを通じ、所有者等への行政指導（指導・勧告）を行います。

行政指導による改善が見られず、放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政処分（命令・行政代執行）による対応を検討するとともに、緊急性等を勘案した上で必要な措置を講じます。

## 管理不全な空家等への対応イメージ



## 第5章 空家等対策の推進方策

本計画の実現に向けて、施策の実施体制や計画の検証・見直し方法について示します。

### 1 実施体制の整備

空家等の対策を効果的・効率的に推進するため、庁内関係部署との連携を強化するとともに、地域や関係機関との連携を図り、空家等の発生の予防から管理不全な状況の改善にわたる各段階に応じた実施体制の充実に取り組みます。

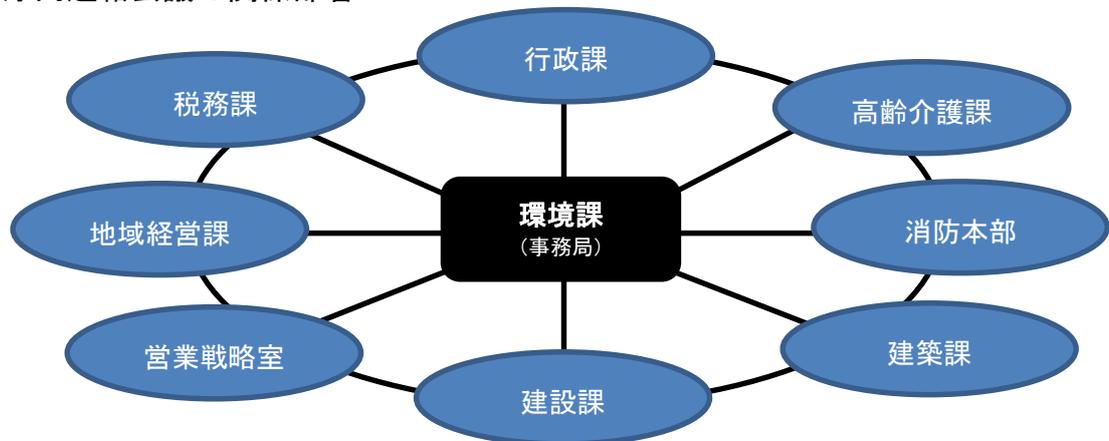
#### (1) 空家等の相談窓口

市民や地域からの管理不全な状態の空家等に関する相談窓口は、市民部環境課とします。

#### (2) 関係部署との緊密な連携

(1)の相談窓口である環境課を中心に、庁内横断的な組織体制の構築を検討するなど情報の共有化、対応策の強化を図ります。

#### ■ 庁内連絡会議の関係部署



#### (3) 空家等審議会を通じた専門的見地による対応

特定空家等の所有者等への指導、勧告、命令等の措置については、個人の財産に対して強い規制を課すこととなります。そこで、実際に勧告を行う場合には、条例で規定する空家等審議会を開催し、その妥当性について、有識者からの意見を踏まえて判断します。

### 2 計画の検証と見直し

本計画は、住宅・土地統計調査などの統計調査の結果や、取組状況、実績などの検証・評価を実施し、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 資料編

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例
- 3 三条市空家等対策の推進に関する特別措置法及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の施行に関する規則

## ○空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年十一月二十七日

法律第二百二十七号

### (目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### (空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

### (市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

### (基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこ

の法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータ

ベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例

平成 24 年 9 月 27 日

条例第 28 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理に必要な事項を定めることにより、これらが管理不全な状態となることの防止を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 使用されていないことが常態である土地(法第 2 条第 1 項に規定する敷地を除く。)をいう。
- (3) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 特定空地 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空地をいう。
- (5) 所有者等 法第 3 条に規定する所有者等をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、市の区域内に特定空家等又は特定空地があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第 4 条 市長は、法第 14 条第 2 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第 6 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(特定空地に対する措置)

第 5 条 法第 3 条、第 9 条、第 12 条及び第 14 条（第 13 項及び第 14 項を除く。）の規定は、特定空地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定空家等」とあるのは「特定空地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により準用する法第 14 条第 2 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の規定により準用する法第 14 条第 3 項の規定による命令については、三条市行政手続条例（平成 17 年三条市条例第 15 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、

適用しない。

(空家等審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、第4条及び前条第2項の規定による勧告について調査審議するため、三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、法第9条及び第14条第1項から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び第14条第1項から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○三条市空家等対策の推進に関する特別措置法及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の施行に関する規則

平成24年11月2日

規則第24号

改正 平成28年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成24年三条市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の規定に基づいて行う事務に係る文書の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる法の規定に基づいて行う事務に係る文書は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	文書の様式
法第9条第4項	立入検査員証（様式第1号）
法第14条第2項	勧告書（様式第2号）
法第14条第3項	命令書（様式第3号）
法第14条第4項	命令に係る事前の通知書（様式第4号）
法第14条第9項	戒告書（様式第5号）
法第14条第9項	代執行令書（様式第6号）
法第14条第9項	執行責任者証（様式第7号）
法第14条第11項	標識（様式第8号）

(特定空地の事務に係る文書の様式)

第3条 特定空地について、条例第5条の規定により準用する法第9条及び14条の規定に基づいて行う事務に係る文書は、前条に定める文書の例によるものとする。

(委員)

第4条 条例第6条に規定する三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長の選任及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員の過半数で決することとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

立入検査員証		第 号
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行		三条市長 

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 （略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

年 月 日

様

三条市長



### 勸告書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

#### 記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

#### 注意

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

三条市長



命 令 書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

注意

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

様

三条市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、  
年  
月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、三条市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

注意

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。

様

三条市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の特定空家等の  
の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空  
家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、次  
の特定空家等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1  
項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収しま  
す。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない  
ことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積 約 m<sup>2</sup>  
延べ床面積 約 m<sup>2</sup>
- (5) 所有者の住所及び氏名

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をする  
ことができます。

様式第6号（第2条関係）

年 月 日

様

三条市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の特定空家等を 年  
月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 する物件
  
- 2 代執行の時期  
年 月 日から 年 月 日まで
  
- 3 執行責任者
  
- 4 代執行に要する費用の概算見積額  
円

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第2条関係）

（表）

執行責任者証		第	号
所属	氏名		
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
	三条市長		印
記			
1	代執行をなすべき事項		
	代執行令書（	年	月
	建築物の	日	付
		第	号）記載の三条市
2	代執行をなすべき時期		
	年	月	日から
		年	月
			日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第8号（第2条関係）

標 識

次の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け  
第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用 途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日